

保全地域の活用に関する管理運営要領

第1章 総則

【目的】

第1 本要領は、「東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年条例第216号）」（以下「条例」という。）第19条に規定する保全地域の活用を実現するために定めるものである。具体的には、都民による自然保護の実践活動や自然学習など（以下「緑のボランティア活動等」という。）が円滑に行われるようにするためのものである。

【適用範囲】

第2 本要領は、知事が条例第20条に基づく保全事業を行う保全地域のうち、多摩環境事務所（以下「東京都」という。）が所管する保全地域において適用する。

【緑のボランティア活動等の内容】

第3 本要領における緑のボランティア活動等の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 保全地域において自然環境の保全を目的とする継続的な作業等に関すること（以下「緑地保全」という。）
- 二 保全地域に生息する生物や自然環境の調査及び研究に関すること（以下「調査研究」という。）
- 三 保全地域において学校教育等で行う自然に関する学習、概ね10人以上のグループ（以下「活動グループ」という。）で行なう自然観察や歩行、普及啓発イベント、単発的な管理作業、体験活動等に関すること（以下「自然体験」という。）
- 四 その他東京都が緑のボランティア活動等と認めること

【緑のボランティア活動等の可能な保全地域とその区域】

第4 東京都は、緑のボランティア活動等が可能な保全地域と、その活動の内容について、別途定めるものとする。なお、緑のボランティア活動等が可能な区域は、環境局所管地（以下「対象地」という。）とする。

第2章 緑地保全

【緑地保全の承認申請】

第5 緑地保全を行おうとする者は、活動グループを形成し、代表者を定めた上で、別記様式1により、東京都に申請するものとする。

- 2 申請に当たって、活動グループは、別記様式2に定める緑地保全年間活動計画（以下「活動計画」という。）を作成し、併せて提出するものとする。
- 3 緑地保全を行う場合は、第3に定める緑のボランティア活動等の二から三の各号の内容についても行えるものとし、活動計画を提出する際にその内容についても記載するものとする。

【緑地保全の承認】

- 第6** 東京都は、緑地保全を行おうとする活動グループから承認申請を受けた場合、活動計画の内容について、次の項目を検討し、支障がなければ、緑地保全の実施を承認するものとする。
- 一 緑地保全を行おうとする場所が、第4に定める対象地であること
 - 二 活動計画に関わる内容及び区域がその保全地域の保全計画に整合するものであること
 - 三 緑地保全の実施が確実に見込まれること
 - 四 作業を行う際の安全性が確保されていること
 - 五 ボランティア保険等の傷害及び賠償責任の補償に係る保険に加入していること
 - 六 その保全地域において、第3に定める他の緑のボランティア活動等への配慮が適切になされていること
- 2 東京都は、緑地保全を行おうとする活動グループに対して、条件を付けて承認することができる。
 - 3 東京都は、緑地保全を行うことを活動グループに対して承認した時、その保全地域が所在する市に対して、その旨を通知する。

【承認の取消】

- 第7** 東京都は、第6の承認により行われた緑地保全において、その内容が承認した活動計画を逸脱しているものと認めるときは、承認を取り消すことができる。

【緑地保全の実績報告】

- 第8** 緑地保全を行った活動グループは、活動の都度、活動内容及び活動者を記録しておくとともに、年間を通じて活動した場合は年度末に、それ以外は最後に活動を行った月の翌月末までに、別記様式4及び5によりその実績を報告するものとする。
- 2 東京都は、報告を受けた後に、その保全地域が所在する市に対して、その旨を通知する。

第3章 調査研究

【調査研究の承認申請】

- 第9** 調査研究を行おうとする者は、別記様式6により、東京都に申請するものとする。
- 2 申請に当たって、別記様式7に定める調査研究計画書を作成し、併せて提出するものとする。

- 3 調査研究を行おうとする者が学生の場合は、指導教官との連署によって申請しなければならない。

【調査研究の承認】

- 第10 東京都は、調査研究を行おうとする者から承認申請を受けた場合、調査研究計画書の内容について、次の項目を検討し、支障がなければ、調査研究の実施を承認するものとする。
- 一 調査研究を行おうとする場所が、第4に定める対象地であること
 - 二 調査研究の目的、内容等が生態系の回復等、保全地域の保全や管理に資すると評価できるものであること
 - 三 調査研究の実施が確実に見込まれること
 - 四 調査研究を行う際の安全性が確保されていること
 - 五 当該保全地域における第3に定める他の緑のボランティア活動等への配慮が適切になされていること
 - 六 調査研究の結果の公表、著作等への扱いについて、東京都と事前協議すること
- 2 東京都は、調査研究を行おうとする者に対し、条件を付けて承認することができる。

【承認の取消】

- 第11 東京都は、第10の承認により行われた調査研究において、その内容が承認した調査研究計画を逸脱しているものと認めるときは、承認を取り消すことができる。

【調査研究の実績報告】

- 第12 調査研究を行った者は、別記様式9によりその結果を報告するものとする。

第4章 自然体験

【自然体験の届出】

- 第13 自然体験は保全計画に定めた範囲で行うものとし、活動を行う際の安全性を確保した上で、事前に代表者が別記様式10により自然体験計画書を届出るものとする。

- 2 東京都は、保全地域の自然環境を保全するために必要と認めるときは、前項の規定により届出をしようとする者又はした者に対して、自然環境を保全するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

第6章 緑のボランティア活動等を行う者の責務

【緑のボランティア活動等を行う者同士の調整】

第15 東京都は、一つの保全地域に関して、複数の緑のボランティア活動等の承認申請あるいは届出があった場合、それらの申請者等に対して、当事者間で活動の内容及び区域等について調整を図ることを求めるものとし、申請者等はこれに応じなければならない。

2 緑地保全を行う活動グループは、都民等が緑地保全活動への参加を希望したときは、積極的に受け入れるよう努めるものとする。

【活動中の事故】

第16 緑のボランティア活動等の活動中に事故が生じた場合、その責は本人又は本人の属する活動グループに帰する。

2 緑のボランティア活動等の活動中に事故があった場合は、直ちに東京都に連絡しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成17年3月10日から施行する。